

事務連絡
令和3年6月4日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について
(大規模施設等に対する協力金の実施要領の補足)

令和3年5月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（大規模施設等に対する協力金の実施要領）」（以下「5月12日付事務連絡」と言います。）において大規模施設等に対する協力金の実施要領をお示ししたところですが、都道府県において適切な運用がなされるよう、下記のとおり、補足事項を示します。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いたします。

記

1 映画配給会社におけるテナント事業者等に対する協力金の取扱いについて

映画配給会社に対する協力金の計算方法については、5月12日付事務連絡3(2)②のとおりお知らせしていたところですが、映画配給の業態に鑑み、その運用について、以下のとおり補足いたします。

(1) 休業の場合

- ・ 休業期間中の取扱いとして、映画配給会社の計算式において、「要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーン」と規定している部分については、当該休業期間においては、上映スケジュールを把握し、常設のスクリーン数を算定することが困難であることを考慮し、常設のスクリーン数算定の代替手段として、「要請対象大規模施設である映画館において上映することとしていた作品数※」として申請することを可能とします。

※ なお、同じ作品名であっても、素材フォーマット（作品を上映する際に必要なDCP（デジタルシネマパッケージ）。通常版の他、IMAX版、4D、ドルビーなど）が異なる場合は、別作品としてカウントすることとします。複数スク

リーンで上映されている同一作品は1作品としてカウントすることにご留意ください。

- ※ 申請方式は映画館単位ではなく配給会社単位において選択することとする。
- ※ この申請方式による場合、各配給会社は、他配給会社の上映作品・上映スクリーン等の影響を受けず、それぞれ別個に支給額を算定する。

- ・ 執行にあたっての具体的な提出書類として何を求めるかについては、都道府県において判断できるものとしているところですが、休業期間中の配給会社については、通常時とは異なった提出書類を求める必要があるところ、例えば以下のような書類が考えられます。

映画館との契約、作品数が確認できる資料

- ・ 公開済作品等の場合：個別映画館との上映契約書
- ・ 公開前等、上映契約書未締結作品の場合：個別映画館とのブッキングリスト

(2) 時短営業の場合

時短営業を行っている場合については、5月12日付事務連絡のとおり取り扱うこととします。また、その際、同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、当該作品単位でなく、スクリーン全体での上映する予定であった映画の回数のうち、当該作品の上映できないこととなった回数で算出することにご留意ください。

【具体事例】

あるスクリーンにおいて配給会社Aが作品①を4回、配給会社Bが作品②を2回上映する予定であったものの、作品①の上映回数が3回となった場合は、配給会社Aの支給額は1日あたり2万円×(4-3) / (4+2)となる。

2 特定百貨店店舗にかかる協力金の取扱いについて

特定大規模施設である百貨店等の一定の店舗に係る協力金の計算方法については、5月12日付事務連絡2(2)③においてお示ししていますが、同項目の特定百貨店店舗1店舗当たりの協力金については、最終的には特定百貨店店舗に支払われることを想定していることにご留意ください。

【照会先】

(1) 協力金について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木・矢部・小林

直通 03(6257)3086

(2) 臨時交付金全般、即時対応特定経費交付金、執行手続について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03(5501)1752

(3) 大規模施設等に対する協力金(映画配給業者等に対する協力金)について

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

石澤・富田・阿部

直通 03(3501)9537